

建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定に係る技術的審査 料金表

2025年4月1日

I、非住宅に係る料金表

(税込:単位円)

用途区分	1棟あたり対象床面積	標準入力法(主要室入力法を含む)	モデル建物法
工場・倉庫等以外の用途	100㎡未満	112,200	56,100
	100㎡～300㎡未満	130,900	66,000
	300㎡～500㎡未満	187,000	93,500
	500㎡～1,000㎡未満	243,100	122,100
	1,000㎡～2,000㎡未満	299,200	149,600
	2,000㎡～5,000㎡未満	374,000	187,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	440,000	220,000
	10,000㎡～20,000㎡未満	506,000	253,000
	20,000㎡～50,000㎡未満	616,000	308,000
	50,000㎡以上	825,000	440,000
工場・倉庫等	上記対象面積の料金に対して1/2の料金とする。		

建築基準法第6条の2第1項の確認申請と併せて行う場合

(税込:単位円)

用途区分	1棟あたり対象床面積	標準入力法(主要室入力法を含む)	モデル建物法
工場・倉庫等以外の用途	100㎡未満	104,500	51,700
	100㎡～300㎡未満	122,100	60,500
	300㎡～500㎡未満	173,800	86,900
	500㎡～1,000㎡未満	225,500	113,300
	1,000㎡～2,000㎡未満	278,300	138,600
	2,000㎡～5,000㎡未満	347,600	173,800
	5,000㎡～10,000㎡未満	409,200	204,600
	10,000㎡～20,000㎡未満	469,700	235,400
	20,000㎡～50,000㎡未満	572,000	286,000
	50,000㎡以上	770,000	418,000
工場・倉庫等	上記対象面積の料金に対して1/2の料金とする。		

○非住宅建築物における注意事項

- 1.非住宅建築物における対象面積とは、審査対象となる開放部分等を含む計算対象床面積とする。
- 2.一つの棟で計算上用途分類が複数あり上段の用途区分それぞれで計算が行われる場合は、計算対象面積の全体で上段の用途区分(工場・倉庫棟以外の用途)の欄を適用する。ただし、その適用が著しく不合理であると当機関が認めた場合は別途判断する。
- 3.弊社へ下記の併願申請をし審査項目及び内容が同一である申請の場合には上表によらず、一律11,000円(税込)とする。
  - ・省エネルギー性能適合性判定
  - ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
  - ・BELS申請
- 4.変更審査の場合についての料金は当初適用料金に対して1/2の料金とする。

## II.住宅に係る料金表

(税込:単位円)

区分	単独審査	確認併願 <sup>※1</sup>
一戸建ての住宅・併用住宅 <sup>※2</sup> の住宅部分	49,500	33,000
共同住宅等	基本料金62,700+1住戸当たり 4,400×住戸数	基本料金41,800+1住戸当たり 3,300×住戸数
	共用部分の審査を行う場合は、上記の金額に33,000を加算するものとする	

※1 確認併願 当機関に建築基準法第6条の2第1項の確認申請と併せて行う場合をいう。

※2 併用住宅 確認申請における棟別申請用途(確認申請書第四面)が、用途区分08060(住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの)に限る。

### ○住宅における注意事項

1.弊社へ下記の併願申請をし審査項目及び内容が同一である申請の場合には上表によらず、下記①又は②の料金とする。

- ・設計住宅性能評価
- ・長期使用構造等確認申請
- ・省エネルギー性能適合性判定
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・BELS申請
- ・適合証明(フラット35S)設計検査

①一戸建ての住宅・併用住宅の住宅部分 11,000円(税込)

②共同住宅等 11,000円(税込)に住戸数から1減じた数に1,100(税込)円を乗じた額を加算した額

2.変更審査の場合についての料金は当初適用料金に対して1/2の料金とする。

### III.複合建築物で建物全体を申請する場合の料金について

1.複合建築物に係る料金は、非住宅部分についてはⅠ、住宅部分についてはⅡで各々算定される料金の合計額とする。但し、併用住宅<sup>※2</sup>で非住宅部分が50㎡以下の場合は、非住宅部分については1の表によらず一律36,300円(税込)とする。

2.計画変更申請において非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。